

# 平成27年度 社会福祉法人府中市社会福祉協議会 事業計画

## 基本方針

府中市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的団体として「みんなが主役！地域で支えあうまちづくり」の実現のために、小規模な地域での住民相互の支えあい活動の推進や住民が主体的に活動できるように行政や専門機関とのコーディネートを行い、個別支援や生活支援のしくみなど新しい活動を創り出す人材の設置が求められています。

本年度は、こうした課題解決に向けて、第3次地域福祉活動計画「あったか府中ささえあいプラン」（平成27年度から平成32年度までの6年間）がスタートします。計画の重点目標である「わがまち支えあい協議会（地区社協）」の設置や「地域福祉コーディネーター」の配置に向けて着実に取組を進めるため、計画の推進にあたっては、事務局体制の再編や会員の拡大策に取組ととともに、積極的な情報の発信と地域課題等の把握に努めてまいります。

運営面では、会員及び市民の信頼・期待に応えられるよう地域に開かれた組織として、住民参加のための支援を徹底し、運営の透明性と中立性、公平性の確保を図るとともに、すべての役職員は、関係法令、規範、倫理を遵守するとともに、福祉サービスの利用者に対しては、親切、丁寧、分かりやすい説明に努めてまいります。また、情報公開や説明責任を積極的に果たすとともに、福祉サービスの提供においては、より高度な専門性に裏付けられた業務の遂行と事業評価を適切に行い効果的、効率的かつ安定した経営を行ってまいります。

平成27年度の事務事業の推進にあたっては、府中市をはじめ府中市自治会連合会、府中市民生委員児童委員協議会などの各種機関、団体とより一層連携を深め地域福祉が着実に前進するよう以下を基本方針の柱として取組んでまいります。

### 1 第3次地域福祉活動計画「あったか府中ささえあいプラン」の推進

住民主体の福祉のまちづくりを実践することを目的に策定した、第3次地域福祉活動計画「あったか府中ささえあいプラン」の初年度として、住民みんなが気づき、考え、行動していく支えあいのまちづくりに向けて、地域を活動基盤とすることを目的に事務局体制を再編し積極的な情報発信と地域課題等の把握に努めます。

### 2 わがまち支えあい協議会（地区社協）の設置

より身近な生活圏域の中で、地域住民や地域のさまざまな団体が自ら生活課題に気づき、共有し、ともにその生活課題を解決していくしくみとして「わがまち支えあい協議会（地区社協）」の設置を進めます。なお、本年度は、東京都社会福祉協議会が進める「課題発見・解決志向型の地区社協モデル事業」の2年目として、地域福祉コーディネーターと連携した基盤組織の設置に取組めます。

### 3 地域福祉コーディネーターの配置

制度の狭間にある困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を図るため、一人ひとりに寄り添った生活支援（個別支援）や、その当事者の困りごとを地域住民が地域全体の課題として認識し、地域住民のさまざまなアイデアなどを駆使して、新たな社会資源を創出するとともに、連帯意識による解決への取組（地域支援）の両面を推進する地域福祉コーディネーターを配置します。

### 4 会員拡大への取組

当協議会の会員は、定款第18条第1項で「この法人に会員を置く。」と規定されています。これに基づき会員規程を定め、会員の募集及び会費の徴収を行っておりますが、さらなる会員の拡大策を図るため、わがまち支えあい協議会（地区社協）を通じて、会員会費の意義を積極的に啓発するとともに、職員による街頭での普及宣伝活動を実施します。

### 5 福祉人材の育成

さまざまな生活課題を発信し、話し合い、共有する地域住民の輪（和）を広めるための地域のアンテナ役として、地域福祉リーダーなどの養成研修を実施し、福祉人材の育成に努めるとともに、災害時や制度の狭間となるケースに対応するためのボランティアの育成を進めます。

### 6 ふれあいいいきいきサロンの支援

住民同士が「交流による仲間づくり」や「いきがづくり」の活動をとおして地域の福祉力の向上を図る「ふれあいいいきいきサロン」を支援します。

### 7 福祉活動団体への支援

地域の福祉課題を住民が主体となって解決する取り組みや地域の高齢者・障害者（児）及び子育て中の親子等が、地域で安心して暮らせるための活動等を行っている福祉活動団体に対して、助成金を支給します。

### 8 在宅福祉助け合い（有償福祉サービス）事業の充実

介護保険制度では補えない生活援助サービスなどの充実がより一層求められていることから、高齢者や障害のある方を対象に市民の協力による相互扶助の精神に基づく、会員制の住民参加型在宅福祉サービスの普及に努めるとともに、事業の拡充に努めます。

### 9 生活福祉資金貸付制度等の実施

低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯を対象に福祉資金、教育支援資金、緊急小口資金の貸付けを行います。また、失業等により生計の維持が困難となった世帯に対し、世帯の自立を支援する総合支援資金の貸付けを行うなど、東京都社会福祉協議会等と連携し対象者の支援に努めるとともに、東日本大震災により被災された低所得世帯の方々に、当面の生活に必要な費用を貸し付けるなど、当市での生活を支援します。

### 10 権利擁護センターふちゅうの充実

認知症や知的、精神に障害があるなど判断能力が充分でない方や、年を重ねることで生活に不安のある方が、安心して住みなれた地域で生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等や市民後見人養成事業、また、入院

の手続きや入院時の身のまわりの手伝いなどを行う「あんしん支援事業」の充実強化に努めます。

#### 11 指定管理者制度に基づく管理運営事業の充実

府中市立ふれあい会館、府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンター、府中市立心身障害者福祉センターの3施設において、指定管理者制度に基づく管理運営事業の指定期間が、平成27年度までとなっていることから、平成28年度からの再指定に向けて全力で取り組みます。また、職員の資質向上や職員体制の見直し、コストの削減等に取り組むとともに、関係法令を遵守した透明性の高い施設運営に努めます。なお、府中市立心身障害者福祉センターでは、平成28年4月より利用料金制度への移行が予定されていることから、経営の安定化にむけて準備を行います。

#### 12 府中市社会福祉協議会「は～もにい」の運営

障害のある方の社会参加と自立を支援するため、市民との交流の場及び就業訓練の場として事業を継続発展させ、障害者福祉の啓発を図ります。

#### 13 介護保険等事業の取組

平成27年4月から改正介護保険法が施行されるので、改正法令等を遵守した事業を行うとともに、介護報酬の改定に向け、採算状況やサービス提供状況を把握し、適切な判断に基づき効果的・効率的に事業を推進します。また、介護保険法や障害者総合支援法の適用外のサービスとなる「さわやかサービス事業」を実施するとともに、本年度より、効率的なサービスを提供するため、府中ケアサポートセンターとしみずがおか居宅介護支援センターを統合し実施します。

### I 社会福祉事業

#### 1 地域福祉活動推進事業

##### (1) 法人運営事業

##### ア 組織運営事業

##### (ア) 役員会等活動

当協議会は、地域福祉を推進する中核的団体として、地域に開かれた組織体制を確立するため、社会福祉、保健衛生その他関連のある公私関係者の参加や協働による法人運営を行う。

##### a 理事会

法人の運営及び事業計画、会計予算等の決定及び事業を推進する。

##### b 評議員会

法人の予算、決算、事業計画及び事業報告等を議決する。

##### c 監査

理事の業務執行の状況及び法人財産の状況の監査を行う。

##### d 第三者委員

苦情の受付や苦情申出人と苦情解決責任者との話し合いへの立合い、助言や解決案の調整を行う。

- e 情報公開審査会  
文書の不開示決定等に対する異議申出の調査審議を行う。
- f 個人情報保護審査会  
個人情報の開示等請求の不承認等決定に対する異議申出の調査審議を行う。
- g 広報編集委員会  
広報紙「ふちゅうの福祉」の企画、編集等を行う。
- h 表彰審査会  
表彰規程に基づき、市民表彰・会員表彰・役職員等表彰の被表彰候補者を審査する。  
(まちづくり推進委員会 廃止)
- i 府中ボランティアセンター運営委員会  
ボランティアセンターの円滑な運営とボランティア・市民活動の推進を図るための検討を行う。
- j は～もにい運営委員会  
は～もにいの運営方針及び事業に関して検討する。
- k 権利擁護センターふちゅう運営委員会  
権利擁護センター事業の運営方針の検討及び事業に関する指導・助言等を行う。
- l 権利擁護センターふちゅう事例検討会  
成年後見制度等の支援に係わる事例及び制度活用に関する仕組み等を検討する。
- m 法人後見受任検討委員会  
法人後見に関する基準や仕組み及び法人後見受任を検討する。
- n 府中市市民後見人推薦委員会  
権利擁護センターふちゅう事例検討会で検討され、市民後見人がふさわしいと判断された事案について、市民後見人候補者の選考及び推薦を行う。
- o 心身障害者福祉センター運営委員会  
心身障害者福祉センターの管理運営及び事業計画等に関して当協議会に意見具申等を行う。

(イ) 法人運営

- a 情報公開  
運営の透明性、中立性及び公平性の確保を図るため情報公開に努める。
- b 苦情解決  
提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努める。
- c ふれあい募金箱を市内の文化センターや店舗等に増設し、自主財源の確保に努める。
- d 市内の小中学校・自治会等と連携し、ペットボトルキャップ(エコキャップ)の資源リサイクルを行い、収益の確保に努める。

(ウ) 事務局機能

- a 法令に定められた障害者雇用を進める。
- b 内部組織の再編により、「わがまち支えあい協議会（地区社協）」を推進する体制と地域福祉コーディネーターを中心とした小地域での支えあい活動を支援する体制を整備する。
- c キャリアアップによる質の高いサービス提供に向けて、東京都社会福祉協議会や関係機関が実施する研修会等に参加するとともに、内部研修を実施し、職員の基本的・専門的能力の向上に努める。

(エ) 会員管理

財政基盤の確立をはかるため、会員増強に努めるとともに会員会費が地域福祉活動に還元するしくみを確立する。

(オ) 表彰関係

表彰規程に基づき、賞状を授与する。

イ 調査・研究・企画・広報事業

(ア) 調査・研究活動

- a 効率的な組織や事業経営を行うため、各種委員会等を開催するなど調査研究等を行う。
- b 「わがまち支えあい協議会（地区社協）」モデル事業において、地域課題を集約するための住民アンケート調査を行い、新たなサービスの研究と開発を行う。
- c SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の新たな情報発信・情報収集の方策を検討する。
- d 平成28年度からの指定管理者制度に基づく管理運営事業の再指定に向けて全力で取り組む。

(イ) 広報発行

- a 当協議会の活動が市民の方々に理解されるよう広報紙「ふちゅうの福祉」を隔月に発行する。
- b 「ふちゅうの福祉」及び「ボランティアセンターニュース」（全戸配布）に有料広告を掲載する。

(ウ) 普及宣伝

- a 当協議会のしおり、パンフレット等を作成し配布する。また、各種行事を通して、PRに努める。
- b 「わがまち支えあい協議会（地区社協）」への関心を高めるとともに、市民の福祉への参加意欲の啓発に努める。
- c ホームページ等による福祉関係情報の提供を行う。

ウ 連絡・調整事業

(ア) 施設団体等連絡調整

- a わがまち懇談会等を通じて、各関係機関・団体、施設、NPO法人等との交

流を深め、ネットワークづくりを推進する。

b 府中市居宅介護支援事業者連絡会の事務局として運営に協力する。

c 招待事業等の調整

他団体からの招待事業について、福祉関係団体等へ周知するとともに参加者の取りまとめなどの連絡調整をする。

d 後援・協賛

福祉に寄与することを目的に実施する団体等の活動に対して、後援・協賛を行う。

エ 基金運営事業

(ア) 基金運営

効率的・効果的な基金運用を図る。

(2) 地域福祉事業

ア 地域福祉事業

(ア) あったか府中ささえあいまつり（旧福祉まつり）事業

「みんなが主役！地域でささえあいまつり」をテーマに、わがまち府中のさまざまな人たちがお互いを知り合う機会をとおり、交流を深める「あったか府中ささえあいまつり」を開催する。

(イ) ふれあい福祉センター事業

市民が気軽に何でも相談できる福祉相談窓口を設置し、専門機関との連携により、電話相談・訪問相談等を行うとともに、情報を収集及び提供する。

(ウ) 「わがまち支えあい協議会（地区社協）」推進事業

a 「わがまち支えあい協議会（地区社協）」モデル事業

より身近な生活圏域の中で、地域住民や地域のさまざまな団体自ら生活課題に気づき、共有し、ともにその生活課題を解決していくしくみづくりに取り組むため、東京都社会福祉協議会が進める「課題発見・解決志向型の地区社協モデル事業」の2年目として、昨年度に引き続き、モデル地区（押立・車返団地）での取組を進める。

b わがまち懇談会の開催

従来からさまざまな形で取り組んできた住民懇談会を発展的に再編し、地域住民、団体等誰もが気軽に参加できるわがまち懇談会を開催する。

(エ) 地域福祉コーディネーター活動事業

a 地域福祉コーディネーターによる個別支援、地域支援事業

制度の狭間にある困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を図るため、地域福祉コーディネーターを「わがまち支えあい協議会（地区社協）」に配置し住民主体の地域づくりを進める。

(オ) ふれあいいいきいきサロン

住民主体の地域づくり（見守り、ささえあい活動、居場所づくり、地域交流）の一環として、サロン活動など地域活動の普及及び設置を進めるため、立ち上げ

支援や運営支援のための助成金を支給する。

(カ) 地域福祉リーダー養成研修

市民が地域で安心して暮らし続けることができるように、地域の福祉課題・生活課題を市民自らの力で解決できるよう、市民を対象とした地域福祉リーダー養成研修を実施する。また、研修修了者を対象に「わがまち支えあい協議会（地区社協）」の相談員として地域住民とのパイプ役を担っていただけるよう働きかけを行う。

(福祉活動推進地区及び福祉協力員 廃止)

(キ) 火災見舞事業

火災等の災害を受けた被災者又はその遺族に対して被災状況に応じ、見舞金、弔慰金を贈る。

(ク) 緊急援護事業

事情により、帰宅に要する交通費の援護を求める生活困窮者に府中市福祉事務所を通じて緊急援護費を支給する。

イ 児童福祉事業

(ア) 保育園園外行事助成事業

私立保育園児の園外行事助成事業として、芋畑を借り上げ、自然に親しむ機会を提供する。

ウ 高齢者福祉事業

(ア) おはようふれあい事業

70歳以上の病弱な一人暮らしの方に、乳酸飲料を届けながら声かけを行い、安否を確認する。

(一人暮らし高齢者交流事業 廃止)

(イ) 敬老マッサージ事業

敬老週間行事として、府中市はり灸マッサージ師会、大國魂神社及びボランティアの協力により、75歳以上の方にマッサージの無料サービスをする。

エ 心身障害者福祉事業

(ア) 配食サービス事業

福祉施設等に在籍している一人暮らしの心身に障害のある方又は心身に障害のある方のみの世帯で、公的な食事サービス等の利用ができない方に、ボランティアにより配食サービスをする。

オ 在宅福祉サービス事業

(ア) ハンディキャブ貸出事業

高齢者や身体に障害のある方で、車いすを使用している方や福祉関係団体等にハンディキャブ（車いす専用輸送車）の貸出しをする。

(イ) 福祉有償運送事業

高齢者や身体に障害のある方で車いすを使用していることなどにより、公共交通機関を利用することが困難な方に運転協力者がハンディキャブ等で移送する。

(ウ) 車いす等貸出事業

身体に障害のある方や自治会等が福祉増進及び啓発のための行事等に使用する場合、無料で車いすの貸出しをする。また、自治会や福祉団体、ボランティアグループ等が開催する福祉関係行事などにテントの貸出しをする。

(3) 在宅福祉助け合い（有償福祉サービス）等事業

ア 助け合い事業

高齢者や心身に障害のある方などが自立した生活を送れるよう住民参加型による相互扶助（利用会員、協力会員）の精神を生かした生活援助及び介護支援サービス等を行う。

(ア) 生活援助・介護支援・家庭支援サービス等事業

市民及び利用会員を対象に高齢者等の在宅福祉に関する生活、健康相談事業（一般相談事業、訪問相談）を実施するとともに、軽易な介護を必要とする利用会員を対象に協力会員が生活援助サービス（掃除・洗濯・買い物・食事づくり等）をする。また、常に介護を必要とする利用会員を対象に協力会員が介護支援サービス（食事・移動介助等）をする。

(イ) 食事サービス事業

利用会員を対象に業者による昼夜の食事サービスを毎日行う。

(ウ) 生きがいづくり事業

利用会員を対象に協力会員が生きがいづくり事業（料理くらぶ等）を実施する。

(エ) 市民啓発推進事業

利用会員及び協力会員等へ広報紙等により情報を提供する。

(オ) 養成・基礎・研修事業

協力会員の技能向上を図るため基礎研修やレベルアップ研修等を実施する。

イ 認知症見守り等支援事業（市受託事業）

認知症傾向の症状により日常生活を営むことに支障がある方（在宅福祉助け合い事業の利用会員）に、在宅生活の安定及び向上並びに介護している家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、対象者の見守り、話し相手及び散歩の付添を行う。

ウ 民間賃貸住宅あつ旋・居住保証事業

(ア) 民間賃貸住宅あつ旋事業

住宅に困窮する高齢者世帯及び心身に障害のある方がいる世帯に、東京都宅地建物取引業協会府中稲城支部の協力により民間の賃貸住宅をあつ旋する。

(イ) 居住保証事業

住宅に困窮する高齢者世帯及び心身に障害のある方がいる世帯に、賃貸借契約に係わる保証人が得られない場合、当協議会が保証人となる。

(4) ボランティア活動推進事業

ボランティア活動やNPO団体等の市民活動を支援するため、府中ボランティアセンターを運営する。



## ア 市民啓発推進事業

### (ア) 普及宣伝

ボランティアセンターニュースの発行をはじめ、ボランティア活動に関する普及宣伝を行う。

### (イ) 各種活動支援

団塊世代を中心としたさまざまな人材を活用するため、技術や趣味などをもっている方にボランティアとして登録してもらい、それらを活用したい市内の施設や団体・企業等を結びつける「夢バンク」を推進する。

#### a 相談支援事業

ボランティア活動をしたい方と必要とする方、及びNPO団体等の市民活動団体等の市民活動団体や企業等からの相談を受け、助言、援助、連絡調整等を行う。

#### b 交流事業

地域における市民の自主的な活動を促進するため、市民同士が交流を深めるための懇親会やボランティアグループ等の活動紹介を行い、地域で活動を始めるきっかけづくりとする。

#### c ボランティアへの活動支援

登録ボランティアの名簿及び活動状況の管理やボランティア活動に対する実態調査を実施し、ボランティアが円滑に活動できるよう受給調整等の支援を行う。

#### d ボランティアやボランティア団体等への活動支援

ボランティアやボランティア団体、NPO団体及び市民活動団体等に対し、ボランティア活動に関する情報や場の提供、ボランティア保険の加入等、活動支援を行う。

## イ 養成研修事業

### (ア) ボランティア講座の開催

新たにボランティアを始めたい方のための各種入門講座やボランティア経験のある方やボランティア活動を継続的に行っている方などを対象にボランティアリーダー研修などの専門講座を開催する。

### (イ) ボランティア体験の開催

小学生と保護者・中学生・高校生・大学生等や市民を対象に夏のボランティア体験、一日ボランティア体験を開催するなど体験学習による福祉の理解やボランティア活動のきっかけづくりの場を提供する。

### (ウ) 福祉教育の推進

a 福祉教育を推進するために、市内の小学校・中学校・高校を対象に「児童生徒のボランティア活動普及事業協力校」の指定をし、活動の助成をするとともに学校との連携のもとに連絡会や活動紹介展を開催する。

b 小学校・中学校の教員に対する研修会や高等学校関係者の情報の共有化を図

るための講座等を開催する。

c 出張ボランティア教室を実施し、学校や企業、自治会等の団体が行う福祉活動を支援する。

(エ) 災害支援ボランティア（防災ボランティア）の推進

各関係機関と連携し、研修や訓練を実施し、災害支援ボランティアの育成に努める。

ウ 組織化事業

(ア) ボランティアセンター運営委員会の設置

ボランティアセンターの円滑な運営とボランティア・市民活動の推進を図るための検討を行う。

(イ) ボランティア連絡会の開催

各ボランティア団体等の代表による連絡会を開催し、情報交換や交流を深めるとともに、協働してボランティア活動の普及啓発を行う。

(福祉団体等助成事業 廃止)

(5) 地域福祉活動助成金交付事業

地域課題を住民が主体となって解決する取組や市内の高齢者・障害者（児）及び子育て中の親子等が地域で安心して暮らせるための活動等を行っている福祉活動団体に活動費の一部を助成する。

(6) 生活福祉資金貸付事務受託事業（東社協受託事業）

低所得世帯、障害者世帯や要介護高齢者世帯に、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に貸付けと必要な相談支援を行う。

ア 福祉資金

生業・出産・療養等の具体的な利用目的がある場合に該当する資金の貸付けを民生委員の相談援助活動により行う。

イ 教育支援資金

学校教育法に規定する高校、専門学校、大学等の授業料や入学する際に必要な入学金の貸付けを民生委員の相談援助活動により行う。

ウ 緊急小口資金

緊急かつ一時的に困窮している世帯が資金の貸付けによって、その後の生活及び償還の見通しが立つ場合に貸付けを行う。

エ 総合支援資金

収入の減少や失業等により、生活に困窮する低所得世帯を対象に生活を立直しするための生活費及び一時生活再建費等の貸付けを行う。

オ 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有する低所得世帯及び要生活保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行う。

(7) その他の市受託事業

ア 身体障害者福祉電話使用料助成事業

18歳以上の身体に障害のある方等に、電話の基本料金と月60通話分の使用料を助成する。

(府中市住宅支援給付事業 府中市へ移管)

(8) 福祉サービス利用援助事業 (東社協受託事業)

ア 地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

福祉サービス利用援助契約に基づき、判断能力が不十分な高齢者、障害のある方及び老後に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス等を行う。

(9) 福祉サービス利用者総合支援事業

ア 府中市福祉サービス利用者総合支援事業 (市受託事業)

(ア) 福祉サービス利用支援、苦情相談、成年後見制度利用相談等の専門相談事業を実施するとともに、成年後見制度の利用が適切にできるよう支援する。

(イ) 高齢者及び身体に障害のある方を対象に府中市福祉サービス利用援助事業を実施する。

(ウ) 弁護士による「ふくし法律相談」及び苦情対応(調整)を行う。

(エ) 成年後見制度の利用相談を行う。

(オ) 講演会等の主催や各団体・機関が主催する学習会等への職員派遣を通して成年後見制度の普及啓発に努める。

イ 成年後見推進機関事業 (市受託事業)

(ア) 成年後見人養成事業

認知症高齢者や知的に障害のある方、精神に障害のある方等が、判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった場合に、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の利用を促進するための体制整備及び事業の実施を支援し、成年後見人の活動を行う人材を育成する。

ウ 権利擁護センターふちゅう運営委員会

権利擁護センターふちゅうの運営方針の検討及び事業に関する指導・助言等を行う。

エ 権利擁護センターふちゅう事例検討会

成年後見制度等の支援に係る事例及び制度活用に関する仕組み等を検討する。

オ 市民後見人推薦委員会

権利擁護センターふちゅう事例検討会で検討され、市民後見人がふさわしいと判断された事案について市民後見人候補者の選考及び推薦を行う。

カ 成年後見制度講演会

権利擁護センターふちゅうの普及啓発活動の総論・入門編として、元気なうちに自ら備えておく必要があるさまざまな取組を中心に、講演会を実施する。

キ 成年後見制度入門講座

成年後見制度講演会での総論を踏まえ、さらにより広く周知し、深くご理解いただくため、質疑を介した補足説明の場の提供により双方向性を重視した、少人数を

対象とする成年後見制度入門講座を実施する。

ク 出前講座

成年後見制度の普及啓発を図るため、市民団体・グループ等の依頼により出前講座を行う。

ケ 後見人等連絡会

後見人等に支えられて生活している市民が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、地域の社会資源のネットワーク構築、後見人同士の情報交換と懇談の機会を提供する。

コ 成年後見申立て支援

成年後見制度の利用促進のため、申立て書類の作成、申立て同行等の申立てに関する支援を実施する。

サ 法人後見・法人後見監督

(ア) 法人として成年後見人等を受任することがふさわしいと判断される場合は、受任する。

(イ) 市民後見人が選任された場合、市民後見人の支援を目的に後見監督人を受任する。

(ウ) 法人後見受任検討委員会を運営する。

シ 独自事業

(ア) 権利擁護基金による助成事業

公的な支援を受けられない市民に対して、成年後見制度申立て費用、後見人等の報酬の助成及び地域福祉権利擁護事業利用料を助成する。また、市民後見人の育成・支援・報酬の助成事業を行う。

(イ) あんしん支援事業

判断能力があり一定の資力基準を満たした方を対象に、入退院時の手続きや入院時の身のまわりの手伝い、体調不良時の金銭管理、また、万が一亡くなった場合の葬儀埋葬までの事務手続き等を実施する。

(ウ) 成年後見人地域支援事業

成年後見人が地域生活を継続するため、成年後見人と当協議会が契約している地域福祉権利擁護事業の支援に困難が生じた場合、東京都社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業契約締結審査会及び権利擁護センターふちゅう事例検討会の意見をもとに当協議会が成年後見人と契約し、福祉サービスの利用支援及び日常的な金銭管理サービスを行う。

(10) 地域包括支援センター推進事業

ア 地域包括支援センター推進事業

市内に設置されている地域包括支援センターの充実に必要な地域包括支援ネットワークの構築を図るための事業を実施する。

(ア) 認知症対策事業

a 認知症タウンミーティング

認知症高齢者や若年認知症の普及啓発をはじめ、認知症そのものの理解を深める活動を通して、市民の地域での見守りの意識向上を図る。

b 未来ノート・出前講座

府中版「未来ノート～私の生き方整理帳～」を普及啓発するとともに、古い支度の普及啓発を図るため、市民団体・グループ等への出張講座を行う。

c 介護者の会の活動支援

認知症高齢者や若年認知症の普及啓発をはじめ、介護者や応援ボランティアの拡充を図るとともに、市民意識を高めるための介護者の会の活動を支援する。

d 住宅改修研修

高齢者向け住宅の増改築に関する相談助言及び地域包括支援センター等の住宅改修担当職員と住宅改修事業者を対象とした研修を行う。

e 支援センターシステムの管理

府中市と市内11地域包括支援センターを結ぶシステムの円滑な運用に資するための管理を行う。

f 生活後退者支援事業

府中市と市内11地域包括支援センターとの緊密な連携により対象者の把握及び調査を実施し、生活後退者の支援を行う。

g 古い支度カレッジ

認知症高齢者や若年認知症の普及啓発をはじめ、成年後見制度、遺言や葬式事情等の普及啓発の機会として、古い支度カレッジを開催する。

## 2 心身障害者福祉センター管理運営事業

市内に居住する心身障害者（児）の福祉増進及び文化教養の向上を図り、併せて市民との連携を深めながら社会参加と自立を助長する事業を実施する。

### (1) 指定管理事業

ア 管理運営事業

福祉センターの施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。

イ 児童発達支援事業

発達に遅れや偏りのある就学前の子どもを対象に、児童発達支援事業により早期療育及び保護者支援を行うことで、基本的な生活習慣の確立、社会性の育成や子育ての支援に努める。

ウ 子ども発達支援事業

発達に遅れや偏りのある就学前の子どもを対象に、乳幼児発達相談・早期療育を行うとともに、保育所等への訪問事業や関係機関研修を通して、地域での発達支援に努める。また、相談支援事業（指定障害児相談支援事業）等を実施し、幼児期の発達と子育てを支援する。

エ 生活介護事業

身体及び知的に障害のある方を対象に、通所による集団活動や社会生活の場を提

供することにより、個々の地域での生活がより充実したものとなるよう支援する。

#### オ 機能訓練事業

障害のある方に対し、「家庭」「地域生活」の中で自立し、自信を持って暮らしていけるよう地域リハビリテーションを行う。また、地域リハビリテーションの中心として、麻痺の回復や機能の向上以上に、身体を持つ能力を上手に使うこと、工夫して可能になること等、幅広く「できること」を広げていくよう支援する。

#### カ 訪問支援事業

身体的・社会的に障害が重く通所施設の日中活動サービス等を受けることのできない障害のある方に対し、自宅での課題解決に向けた相談及び支援プログラムを提供することで自立の促進、生活の質の向上等を図れるよう支援する。

#### キ 障害者地域生活支援事業

障害のある方やその家族を支援するため、相談支援事業(指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業)、地域活動支援センター I 型事業(講座・講習会)、緊急一時入所事業を実施し地域の障害者(児)及び家族の地域生活を総合的に支援する。

#### ク 緊急一時入所事業

障害のある方が居宅で介護を受けることができないとき、一時的に保護を行うことにより、障害のある方やその家族の地域生活を支援する。

#### ケ 施設等の貸出し事業

会議室、多目的室、浴室、プール(屋外)、印刷機、車いす、図書の貸出しを行う。

#### コ 給食事業

機能訓練事業、生活介護事業、児童発達支援事業の通所者(児)を対象に、障害状況に応じた給食を提供する。

#### サ 送迎循環バス運行事業

施設利用者の交通手段の利便を図るため、送迎循環バスを運行する。

#### シ 全体行事

(ア) 通所している方を対象に日頃の訓練事業の成果発表と交流、親睦等を目的とした運動会を開催する。

(イ) 隣接する多摩職業能力開発センター府中校と共催で、福祉センターまつりを開催し地域住民に当施設の活動内容等についてPRを行う。

#### ス 広報活動

市民、利用者、関係機関等へ福祉センターの活動内容を広くPRするため、センター新聞「ともだち」を年3回発行する。

### (2) 障害者就労支援事業(市受託事業)

障害のある方の職業生活を支える支援のほか、就労面における可能性、適正を見極め、福祉施設などから就労を希望する障害のある方の掘り起こしを行い、施設経営者、職員、家族、利用者本人に対して、一般就労に対する意識づけ、意識改革などの専門

的支援を担う。また、企業に対する障害者雇用へのアプローチ、新規開拓、障害者雇用に対する不安解消、雇用後の継続的な助言・指導を行う。

### 3 しみずがおかサービスセンター管理運営事業

府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンター指定管理事業（施設管理業務・通所介護事業等）、居宅介護支援事業、地域包括支援センターしみずがおかの運営及び介護予防推進事業等を行う。また、当協議会地域福祉活動部門と連携し、東京都社会福祉協議会が進める「課題発見・解決志向型の地区社協モデル事業」に協力するとともに、介護福祉士国家試験対策として、地域福祉活動部門が実施する福祉人材育成事業との連携による勉強会の開催やボランティアセンターと連携して入門講座を行うなど、福祉人材の育成に努める。

#### (1) 指定管理事業

##### ア 通所介護事業及び介護予防通所介護事業

要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び介護予防・心身機能の維持改善並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

##### イ 認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業（通称 ほのぼの）

認知症等により要介護等の状態にある高齢者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び介護予防・心身機能の維持改善並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。また、孤立を予防し、その居宅において最大限の能力を活かし、日常生活を過ごすための支援を行う。

#### (2) ケアサポートセンターしみずがおか事業（法人独自事業）

##### ア 訪問介護事業

###### (ア) 訪問介護事業

市内に居住する介護保険法の要介護認定者に訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、身体介護・生活援助等のサービスを提供する。

###### (イ) 予防訪問介護事業

市内に居住する介護保険法の要支援認定者に介護予防の観点から訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、生活援助等のサービスを提供する。

#### (3) 居宅介護支援事業（法人独自事業）

介護認定を受けた要介護（要支援）高齢者を対象に、利用者の心身の状況や環境等に応じて、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画の作成

を行う。また、サービス事業者等とのサービス提供調整及び給付管理等を行う。

(4) さわやかサービス事業（法人独自事業）

介護保険法で定める訪問介護及び障害者総合支援法の障害福祉サービス事業において、適用外となるサービスや不足するサービス等、生活全般にわたる援助を行う。

(5) 居宅介護事業等（法人独自事業）

ア 障害者等居宅介護事業

市内に居住する障害者総合支援法の受給決定者を対象に、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう居宅介護を行うホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助等のサービスを提供する。

イ 同行援護事業

外出が困難な視覚に障害がある方を対象に移動支援（ガイドヘルプサービス）を行う。

ウ 地域生活支援「移動支援」

外出が困難な障害のある方を対象に移動支援（ガイドヘルプサービス）を行う。

(6) 介護予防支援事業（法人独自事業）

介護認定を受けた要支援高齢者を対象に、介護予防支援計画の作成、サービス事業者とのサービスの提供調整及び給付管理等を行う。

(7) 府中市地域包括支援センターしみずがおか（市受託事業）

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

担当地区 原則として府中市八幡町・押立町・清水が丘・白糸台（4・5・6）

ア 府中市地域包括支援センターしみずがおか業務運営

(ア) 総合相談・支援業務

要援護高齢者等及びその家族等からの各種相談に対し、電話、面接及び訪問等により指導、助言を行う。

(イ) 権利擁護業務

高齢者虐待の防止、消費者被害の防止、成年後見制度支援について、関係機関との連携・調整し、高齢者の権利が侵害されることのないように努める。

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント

介護支援専門員の支援及び、担当地区ケア会議等を開催し、要援護高齢者等への適切なサービス提供と介護予防・生活支援のケアシステムづくりを行う。

(エ) 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が介護の状態への移行又は重度化を防止し、地域の中で安心して自立生活が継続できるよう、介護予防プランの支援、介護予防教室等の調整、地域デイサービス事業のアセスメント等を行う。

(オ) 地域包括支援ネットワークの構築

a 地域支援ネットワーク事業

(a) 高齢者地域支援連絡会を開催し、地域の問題や課題の把握、その対策の検



討協議、情報交換等を行う。

(b) 府中市認知症サポーター「ささえ隊」養成講座を行う。

(c) 高齢者見守りネットワークの普及啓発、地域における自助・互助活動に関する啓発及び支援を行う。

b 家族介護者教室等の開催

家族介護者同士の交流、情報交換、家族介護者を取り巻く課題の把握等を行う。

c 災害時要援護者支援業務

災害時要援護者名簿及び災害救急時医療情報キットの申請支援、自治会や民生委員が行う災害時要援護者事業のサポートを行う。

(カ) その他の業務

a 介護保険申請代行

介護保険の申請代行及び介護保険サービスの利用に関する相談や情報提供を行う。

b 福祉保健サービス事業の利用調整

高齢者向け住宅改修、徘徊高齢者探索サービス事業、緊急通報システム・安全システム事業、高齢者ホームヘルパー派遣、生活援助サービス、認知症緊急ショートステイ事業、訪問食事サービスに関する利用調整を行う。

c 福祉用具利用相談

福祉用具利用対象者の心身の状況を踏まえた福祉用具の紹介、選定、使用方法に関する相談及び助言を行う。

イ 介護予防コーディネート事業

(ア) 介護予防講座

介護予防に関心のある市民を対象に、介護予防の知識獲得のための講座と体操等の運動を組み合わせた教室を開催する。

(イ) 教室説明会

心と体の健康チェック（元気一番！！介護予防検診）の結果、二次予防事業の対象者かつ介護予防推進事業の教室内容の体験を希望される方に、介護予防推進事業の担当者と連携して教室説明会を開催する。

(ウ) 介護予防事業周知活動

市で把握する二次予防事業対象者に対して、心と体の健康チェックの結果説明と市の介護予防事業の体系や各種サービスを説明し、介護予防事業の利用を促す。

(エ) 介護予防コーディネーター連絡会議等への参加

介護予防コーディネーター連絡会議、介護予防イベント打合せ等に参加する。

(オ) 介護予防自主グループ育成活動

介護予防推進事業修了者等の介護予防に関する活動を継続することを目的とした自主グループの活動支援を行う。

(カ) 自主グループ立ち上げ支援

介護予防推進事業修了者等の介護予防に関する活動を継続するための自主グループの立ち上げ支援及び育成に関する活動を行う。

(キ) 介護予防イベント

介護予防の普及啓発を目的に、市が指定したイベントにおいて展示や体力測定等を通じ市の介護予防サービス等を周知し、参加者に対し必要に応じた介護予防事業を案内する。

(ク) 元気一番！！ふちゅう体操普及啓発

介護予防の普及啓発を目的としイベント等で元気一番！！ふちゅう体操を周知する。

ウ 府中市介護保険要介護認定調査

府中市より依頼された対象者に対し、要介護認定調査を行う。

エ 府中市高齢者住宅管理業務

府中市高齢者住宅の入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、安否の確認や緊急時の対応、建物管理等により在宅生活を支援する。

対象住宅 府中市高齢者住宅八幡町やすらぎ

府中市高齢者住宅押立町やすらぎ

(一人暮らし高齢者等地域支援事業 廃止)

(8) その他市受託事業

ア 介護予防推進事業

65歳以上の介護認定を受けていない市民を対象とする介護予防健診の結果、介護予防専門教室の参加が必要であると判断された方を対象に、元気アップ教室・健口アップ教室・脳力アップ教室・メンズ体操教室・レディース体操教室を行う。

イ 地域デイサービス事業（ほっとサロン）

介護保険サービスを利用していない高齢者が、週1回集まり、体操や茶話会を通して交流し、ほっとできる場づくりを支援する。

(訪問食事サービス事業 廃止)

(9) その他の社会福祉事業（法人独自事業）

ア 介護福祉士国家試験対策勉強会

実務経験のみで受験できる最終年度の介護福祉士国家試験に向け、社会福祉士会等福祉団体の協力の基に、当協議会の地域福祉活動部門が行う福祉人材育成事業と連携して勉強会を行う。

イ ボランティア入門講座の実施

しみずがおかサービスセンターの通所介護事業等地域のボランティアの養成及び支援を行うため、ボランティアセンターと連携して入門講座を行う。

4 は～もにい運営事業

(1) は～もにい運営事業

障害のある方の社会参加と自立を助長するため、市民との交流の場及び就業の場と

して事業を推進するとともに、市内福祉施設等の作品販売を通じ、社会参加の促進及び障害者福祉の啓発を図る。

ア 喫茶コーナーの運営

飲料及び軽食等を販売する。

イ 販売コーナーの運営

市内福祉施設等の自主製品の販売とPRを実施する。

(2) 府中市障害者就労支援施設就労訓練事業（市受託事業）

ア 就労訓練

障害のある方に就労に必要なマナー、接客能力、基礎体力等を習得するための就労訓練を行う。

イ 施設管理業務

障害者就労支援施設「御休み処」の施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。

5 応急小口資金貸付事業

(1) 応急小口資金貸付事業

低所得者世帯の不時の僅少な出費等によって通常生活に困窮し、必要な資金を他から借り入れることが困難な世帯主に資金の貸付けを行う。

(2) 短期貸付事業

生活保護法による被生活保護世帯で、保護開始後の最初の生活保護費を支給されるまでの世帯主に、福祉事務所長の要請により資金の貸付けを行う。

6 歳末たすけあい運動事業

(1) 歳末たすけあい運動

市民や自治会、各種団体等の協力による歳末たすけあい運動を実施する。

(2) 歳末たすけあい見舞金の贈呈

低所得世帯に歳末たすけあい見舞金を贈る。

II 公益事業

1 ふれあい会館管理運営事業受託事業

(1) 指定管理事業

ア 会議室等施設の貸出し

市民及び市内の各種団体が実施する自主的な福祉活動の場を提供することにより、市民の福祉増進が図られるよう会議室等施設の貸出しを行う。

イ 施設管理業務

会館の施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。

(2) 府中市立ふれあい会館施設使用料收受事務（市受託事業）

府中市立ふれあい会館会議室及び器具の使用料收受事務を行う。

### Ⅲ 収益事業

#### 1 販売事業

- (1) 清涼飲料水自動販売機等による販売事業を行う。

### Ⅳ その他の事業

#### 1 その他の事業

- (1) 赤い羽根共同募金に協力する。
- (2) その他、地域福祉活動推進に必要な事業を実施する。